

鳥取県告示第 733 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
米子市新開四丁目 1540 の 5、1540 の 6、1540 の 15
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
学校教育用地とするため